

## 私有地内における京都市特定環境保全公共下水道施設の設置等に関する要綱

### (総則)

**第1条** この要綱は、排水設備を京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「条例」という。）第1条第2項に規定する特定環境保全公共下水道（以下「特環下水道」という。）に接続するために必要な公共ます等の私有地内への設置及び特環下水道の私道内への布設に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共ます 条例第4条に規定する公共ますをいう。
- (2) 私道 道路法第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び通路をいう。
- (3) 構内敷地の道路 次に掲げるものの通路をいう。
  - ア 公団住宅、府市営住宅、公社住宅の敷地内
  - イ 団体、会社等の従業員住宅（官公舎、社宅）の敷地内
  - ウ 社寺の関係者のみが居住する境内
- (4) 新規造成地内の道路 開発行為等により新規に造成した敷地内の道路をいう。

### (公共ます等の設置依頼)

**第3条** 条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域（以下「事業計画区域」という。）内において排水設備を設置しようとする者（当該排水設備を既存の公共ます、排水設備又は許可排水施設（下水道法第24条第1項の規定による許可を受けて設置される同項第3号に規定する排水施設をいう。）に接続しようとする者を除く。以下「設置者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、公共ます及びその取付管（以下「公共ます等」という。）の設置を管理者に依頼するものとする。

- (1) 京都市特定環境保全公共下水道施設設置依頼書（第1号様式）
- (2) 排水設備を設置しようとする土地（以下「設置土地」という。）の所有者の土地使用承諾書（第2号様式）

### (公共ます等の設置)

**第4条** 管理者は、前条の規定による依頼があったときは、排水設備1件につき公共ます等を1箇所設置するものとする。ただし、次条の規定により宅地

内排水ポンプ施設を設置した場合その他公共ます等を設置する必要がないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する公共ます等は、設置土地と特環下水道が布設されている土地との境界から設置土地側に1メートル以内の場所に設置するものとする。ただし、設置土地の形状及び利用状況等により公共ます等を設置することが困難と管理者が認めた場合は、この限りでない。

(宅地内排水ポンプ施設の設置)

**第5条** 管理者は、第3条の規定による依頼があった場合において、設置土地の形状により必要があると認めるときは、公共ます等に代えて、宅地内排水ポンプ施設を設置することができる。

- 2 前項の規定により設置される宅地内排水ポンプ施設に排水設備を接続しようとする者は、誓約書(第3号様式)を管理者に提出するものとする。

(私道内における特環下水道の布設)

**第6条** 私道内は、原則として当該私道の所有者(所有権以外の権原に基づき当該私道を使用する者があるときは、その者及び所有者)の負担により排水設備の設置及び維持管理を行うべきものであるが、私道内における下水道整備を促進し、もって公共用水域の水質の保全及び水洗便所の普及促進を図るため、次条から第9条に定めるところにより、管理者が特環下水道を布設する。

(特環下水道布設の対象となる私道)

**第7条** 前条の規定による特環下水道の布設の対象となる私道は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画区域内における下水道管の布設計画がある私道(構内敷地の道路及び新規造成地内の道路を除く。)であって、それに面して現に居住する家屋が2戸以上あるもの。ただし、特環下水道の布設工事の施行又は維持管理が困難な私道を除く。
- (2) 管理者が特に必要と認める私道

(特環下水道の布設工事の申請)

**第8条** 私道の所有者は、当該私道に面した家屋の所有者(当該家屋に現に居住する者に限る。)が当該私道内への特環下水道の布設を希望する場合は、当該私道の所有者のうちから代表者を定め、当該私道の所有者全員の土地使用承諾書(第2号様式)を添えて、管理者に申請するものとする。

(実施の時期)

**第 9 条** 管理者は、原則として公道と同時に特環下水道を布設するものとする。

(補則)

**第 1 0 条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

第 1 号様式

京都市特定環境保全公共下水道施設設置依頼書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

依 頼 者

住 所

氏 名

電 話 ー ー

京都市特定環境保全公共下水道施設の設置を依頼します。

当該施設を設置する土地の所有者の承諾については一切の責任を負い、京都市特定環境保全公共下水道の供用開始後は、所有する排水設備を接続することを誓約します。

第2号様式

土地使用承諾書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

土地所有者（共有の場合は共有する者）

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

私が所有（共有）する京都市 区 町 番地の  
土地（裏面位置図のとおり）に京都市が特定環境保全公共下水道施設を設置す  
ることを下記により承諾します。

記

- 1 土地の使用料は無償とします。
- 2 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合はその譲渡人に対し、この承諾内  
容を継承させることとします。
- 3 京都市が特定環境保全公共下水道施設の維持管理を行うために上記土地を  
使用することについて承諾します。
- 4 京都市の工事における掘削跡は京都市が原状回復を行い、その後の補修等  
については、当該施設に起因するもの以外は土地所有者が行います。

第 2 号様式（裏面）

|       |   |
|-------|---|
| 位 置 図 | 4 |
|-------|---|

第3号様式

誓約書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所

氏 名

電 話 — —

宅地内排水ポンプ施設（以下「施設」という。）の設置に当たり、下記の事項を誓約します。施設の利用者が変更する場合は新たな利用者に対し、誓約内容を十分に説明のうえ継承させることとします。

記

- 1 京都市特定環境保全公共下水道の供用開始後は、速やかに所有する排水設備を接続します。
- 2 施設の使用に当たっては、固形物等、故障の原因となるものを絶対に流しません。
- 3 施設の日常的な監視及び施設周辺の清掃は責任を持って行います。
- 4 施設が故障した場合は、速やかに京都市に連絡します。また、故障の原因が自己の責任によるものであることが明らかである場合は、自己の負担により修理を行います。
- 5 自己の都合により施設の移動等を行う場合は、自己の負担により行います。
- 6 その他、施設の使用及び維持管理については、京都市の指示、指導に従って適切に行います。